

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第5区分
 【発行日】平成30年8月23日(2018.8.23)

【公開番号】特開2018-27780(P2018-27780A)
 【公開日】平成30年2月22日(2018.2.22)
 【年通号数】公開・登録公報2018-007
 【出願番号】特願2017-224675(P2017-224675)
 【国際特許分類】

B 6 0 R 21/207 (2006.01)

B 6 0 R 21/217 (2011.01)

【F I】

B 6 0 R 21/207

B 6 0 R 21/217

【手続補正書】

【提出日】平成30年7月10日(2018.7.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

車体と後部座席との間に設けられるサイドエアバッグ装置であって、
 膨出可能なエアバッグと、
 該エアバッグの内部にガスを供給するインフレータと、
 折り畳まれた状態の前記エアバッグ及び前記インフレータを格納するベース格納部を有し、
 車体ドアと前記後部座席との間に取り付けられるベース部材と、
 前記ベース格納部を車体後方側から保持するリテーナ部材と、を備え、
前記ベース部材は、下方に突出する下方突出部を有し、
前記リテーナ部材は、前記ベース格納部を保持する部分から前記下方突出部に向かって
延出し、前記下方突出部に重ね合わされた状態で、前記下方突出部に取り付けられている
ことを特徴とするサイドエアバッグ装置。

【請求項2】

前記リテーナ部材は、前記ベース部材に直接接触して取り付けられていることを特徴とする請求項1に記載のサイドエアバッグ装置。

【請求項3】

前記リテーナ部材は、前記ベース部材と共に前記車体に取り付けられていることを特徴とする請求項1又は2に記載のサイドエアバッグ装置。

【請求項4】

前記ベース部材の前記下方突出部は、前記リテーナ部材に向かって後方に突出する部分を有することを特徴とする請求項1乃至3のいずれか一項に記載のサイドエアバッグ装置

。

【請求項5】

前記ベース部材の前記下方突出部は、前記後方に突出する部分の先端から下方に向かって延出する部分を有することを特徴とする請求項4に記載のサイドエアバッグ装置。

【請求項6】

前記ベース部材の前記下方突出部は、前方に向かって突出する前方突出部を有していることを特徴とする請求項1乃至5のいずれか一項に記載のサイドエアバッグ装置。

【請求項 7】

前記前方突部は、複数の前方突部からなることを特徴とする請求項 6 に記載のサイドエアバッグ装置。

【請求項 8】

前記複数の前方突部は、左右方向に並んで配置されていることを特徴とする請求項 7 に記載のサイドエアバッグ装置。

【請求項 9】

前記リテーナ部材は、前記複数の前方突部のうちの二つの間の位置で前記ベース部材に締結されていることを特徴とする請求項 8 に記載のサイドエアバッグ装置。

【請求項 10】

前記前方突部は、上下方向に延在していることを特徴とする請求項 6 乃至 9 のいずれか一項に記載のサイドエアバッグ装置。

【請求項 11】

前記下方突出部は、前記ベース部材の左右方向において、前記車体ドア寄りの位置に配置されていることを特徴とする請求項 1 乃至 10 のいずれか一項に記載のサイドエアバッグ装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

前記課題は、本発明のサイドエアバッグ装置によれば、車体と後部座席との間に設けられるサイドエアバッグ装置であって、膨出可能なエアバッグと、該エアバッグの内部にガスを供給するインフレーターと、折り畳まれた状態の前記エアバッグ及び前記インフレーターを格納するベース格納部を有し、車体ドアと前記後部座席との間に取り付けられるベース部材と、前記ベース格納部を車体後方側から保持するリテーナ部材と、を備え、前記ベース部材は、下方に突出する下方突出部を有し、前記リテーナ部材は、前記ベース格納部を保持する部分から前記下方突出部に向かって延出し、前記下方突出部に重ね合わされた状態で、前記下方突出部に取り付けられていること、により解決される。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

上記構成により、サイドエアバッグ装置の基板となるベース部材の下方突出部が、比較的剛性の高いリテーナ部材に重ね合わされた状態で、リテーナ部材に取り付けられているため、サイドエアバッグ装置の車体部材との取り付け剛性が向上する。

また、上記構成により、既存部品となるリテーナ部材を利用して、サイドエアバッグ装置の車体部材との取り付け剛性を確保できる。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

このとき、前記リテーナ部材は、前記ベース部材に直接接触して取り付けられていると好適である。

上記構成により、リテーナ部材はベース部材を強固に保持することができる。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

このとき、前記リテーナ部材は、前記ベース部材と共に前記車体に取り付けられていると好適である。

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

このとき、前記ベース部材の前記下方突出部は、前記リテーナ部材に向かって後方に突出する部分を有すると好適である。

【手続補正 7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

このとき、前記ベース部材の前記下方突出部は、前記後方に突出する部分の先端から下方に向かって延出する部分を有すると好適である。

【手続補正 8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

このとき、前記ベース部材の前記下方突出部は、前方に向かって突出する前方突部を有していると好適である。

【手続補正 9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

このとき、前記前方突部は、複数の前方突部からなると好適である。

【手続補正 10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

このとき、前記複数の前方突部は、左右方向に並んで配置されていると好適である。

【手続補正 11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

このとき、前記リテーナ部材は、前記複数の前方突部のうちの二つの間の位置で前記ベース部材に締結されていると好適である。

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

このとき、前記前方突部は、上下方向に延在していると好適である。

【手続補正13】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

このとき、前記下方突出部は、前記ベース部材の左右方向において、前記車体ドア寄りの位置に配置されていると好適である。

【手続補正14】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正15】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正16】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正17】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正18】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0026】

本発明によれば、ベース部材の下方突出部が、比較的剛性の高いリテーナ部材に重ね合わされた状態で、リテーナ部材に取り付けられているため、サイドエアバッグ装置の車体部材との取り付け剛性が向上する。また、既存部品となるリテーナ部材を利用して、サイドエアバッグ装置の車体部材との取り付け剛性を確保できる。

本発明によれば、上記構成により、リテーナ部材とベース部材が共に車体に取り付けら

れているため、サイドエアバッグ装置の車体部材との取り付け剛性が向上する。

【手続補正 19】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 20】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0028

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 21】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0029

【補正方法】削除

【補正の内容】